平成22年12月25日　第15号

愛知県公文書館だより

目次

丹羽郡和田勝佐村大脇家文書…… 1
表紙写真の解説…… 2
企画展の舞台裏…… 2
古文書解読講座…… 3
資料紹介『信長記拾遺』…… 4
館長随想　明治の写真週刊誌…… 5
受付カウンターの中から…… 5
公文書管理法と公文書館…… 6
探索　航空写真…… 6
公文書館あれこれ…… 7
明治期の県庁文書から…… 7
レファレンスコーナー…… 8
利用案内・編集後記…… 8

質物台帳（左）年々増長掟米覚帳（右）般若井筋関係文書（下）
（「丹羽郡和田勝佐村大脇家文書」）

表紙の写真
「丹羽郡和田勝佐村大脇家文書」

本史料群は、県民の方から本館に寄託された村方文書です。主に江戸期から明治期にかけて、多種多様な二千二百四点を保管しています。

和田勝佐村（現江南市）は、村高四百八十石四斗で、成瀬隼人正（犬山藩主）の給知でした（「寛文村々覚書」）。もともと和田・勝佐の二ヶ村から一村となりましたが、実際には和田・勝佐それぞれに庄屋が置かれ、村を運営していました。

大脇家は、和田組庄屋を務めており、文化七年（一八一〇）に和田・勝佐両組の庄屋を兼帯するように命じられ、明治初期にかけて庄屋を務める一方で質屋業も営んでいました。また、井筋（水路トンネル）惣代も務めました。

そのため大脇家文書には、「年々増長掟米覚帳」や「質物台帳」といった家の経営帳簿や、般若井筋に関する文書が多数残されています。その他にも、村人が遠出をする際に、戸長役場へ提出した旅行届や、村の金銭出納を記した村費帳、学校教育関係史料等があり、これらの史料からは、明治初期という過渡期に置かれた村と、そこに暮らす村人達の生活を垣間見ることができます。

（早水久美子）

企画展の舞台裏

年に一度の企画展は、職員総出の一大イベントであり、公文書館の資料を広く世に紹介する絶好の機会です。本年度は「探訪・明治の村―資料で探る村のすがた―」をテーマに、九月二十七日から十一月二十六日まで、本館展示室にて開催しました。

企画展の下準備から開催に至る道のりを御紹介します。

◆第一幕「テーマ設定」

最も悩み、時間を割いたのがこの部分です。なるべく多くの人の興味・関心を引くような題材に固執してしまい、所蔵資料とテーマとがなかなか合わなかったためです。テーマに先走るのを改め、書庫にこもりひたすら資料を探しつつ、テーマを検討するという作業を何度も繰り返しました。テーマ設定の難しさを切に実感しました。

◆第二幕「シナリオ・解説書作成」

次に、展示の流れ（シナリオ）作りに取り掛かりました。企画展が成功するかどうかは、このシナリオの出来にかかっていると言っても過言ではありません。

テーマを基に内容を大きく三段構成（当時の地方制度、村の社会生活、村の地理）とし、さらに細かく項目立てをしながら、各項目で展示する資料を確定していきました。この際に重要になるのは、一つ一つの資料の大きさや状態です。それによって、資料の配置や見せ方が変わってくるためです。また、項目によっては展示できる資料がなく、手作りしたパネル等で補いました。

このシナリオを骨組みにして、解説書を作成しました。解説書は、展示資料の詳しい説明と紹介を目的としていますが、時代背景の説明に偏りがちで、何度も推敲を重ねました。

◆第三幕「広報活動」

今年は企画展の会期中に、古文書講座も開催されました。そこで、皆様により広く知っていただくため、図書館や博物館等の県内機関へポスター・ちらしを配布し、テレビの広報番組や庁内放送で、例年より積極的な活動を行いました。

◆第四幕「展示作業」

ここからは暑さと体力との勝負です。ガラス内側の閉鎖された展示スペースは、立っているだけでもあっという間に汗だくになります。木槌、ピン、メジャー等の道具一式を片手に、作業を開始しました。

（一）「明治初期の地方制度と村」では、愛知県布達原本や太政類典等を用いて、当時の様々な地方制度を紹介しました。

中でも今回の目玉資料の一つである「三河絵図（元豊橋県管轄地絵図）」は、今回展示された資料の中で最も大きく、壁面への展示作業は苦労しました。また、約二ヶ月間もの長期にわたり展示されるので、絵図にかかる負担が最小限になるよう、試行錯誤しました。

（二）「村の社会生活」では、主に大脇家文書を用いて当時の人々の暮らしぶりを紹介しました。解読が困難な文書が何点かあり大変悩みました。

（三）「今に残る明治の村」では、現在では直接利用されることのない地籍図の原本を展示しました。地籍図は、来館者による利用頻度が極めて高い資料です。今一度関心を持っていただくため、棚田と島畑の様子を地籍図と現在の写真とで比較しました。

◆今後の課題

公文書館の存在は、まだ広く知られていないのが実態です。そのために、所蔵されている歴史的価値のある公文書や古文書等の資料が、利用される機会を失っているとすれば、大変残念なことです。積極的に情報を発信し、より多くの方に利用していただくことで、公文書館の存在意義をますます高めていきたいと考えています。

県の花　カキツバタ

古文書解読講座

今回は尾張国海東郡蟹江新田戸谷家文書より、江戸時代における身分に関する文書を読んでみます。

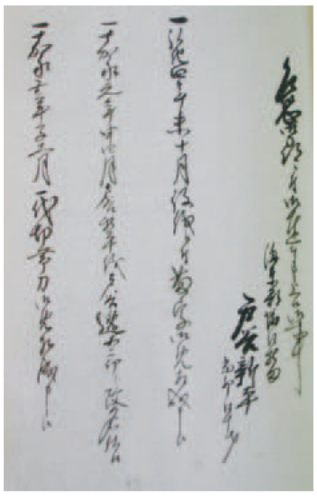

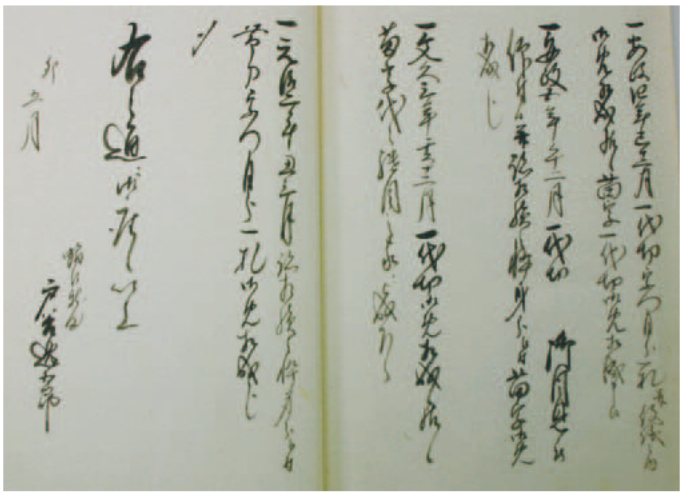

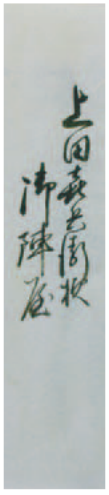

（解読文）

乍レ恐御尋ニ付、御達奉ニ申上一候御事

海東郡蟹江新田
戸谷新平
当卯四十才

一弘化四年未十月役儀江付、苗字御免相成申候

一嘉永元年申四月戸谷新平儀、戸谷逸五郎ト改名仕候

一嘉永五年子十一月一代切帯刀御免相成申候

一安政四年巳十二月一代切宗門自分一札并役儀之内、御免相成居候、苗字一代切御免相成申候

一安政五年午二月一代切　御目見被ニ仰付一候并跡相続之悴身分江付、苗字御免相成申候

一文久三年亥十二月一代切御免相成居候、苗字代々継目之義ニ被ニ成下一候

一元治二年丑三月跡相続之悴身分江付、帯刀宗門自分一札御免相成申候

〆

右之通ニ御座候、以上

卯五月　蟹江新田
戸谷逸五郎

上田喜兵衛様
御陣屋

（解説）

時は幕末―尾張藩領下にあった村々は、有力な農民である庄屋・組頭・百姓代といった村役人によって、自治統制されており、そこに暮らす農民は、地主・自作・小作等、経営形態を異にはしていたものの、身分は皆同じでした。

しかし、この時期の尾張藩財政はまさに火の車、安政二年（一八五五）には金百八十万両、米千二百四十万石の借財を抱えていました（『木曽川町史』）。そのような状況の尾張藩は、村や有力豪農商からの調達金・御用達金や献金に頼らざるを得ませんでした。そして貢献者への褒賞として与えられたのが、「御目見」や「苗字」等の特権や身分です。

村を支配する立場である藩主は、このように一部の農民に特別な地位や資格を与えることで、藩に対する勤めの励みとするとともに、村内において彼らを優位に立たせ、村内の統率をはかりました。

上の文書は、海東郡蟹江新田の有力者である戸谷新平（嘉永元年に戸谷逸五郎と改名）から佐屋陣屋（陣屋：代官や郡代の官舎や役所の総称）宛に、今までに与えられた苗字や帯刀、宗門自分一札（自分が責任者となって、家族や家の奉公人の宗門改帳を作成し提出できる特権）、御目見等、種々の身分、特権を報告したものです。これらの特権には、本人一代限り有効なものと、次の家督相続者にも引き継げるものとがあり、文中の「一代切」は前者を意味します。この文書は蟹江新田における嘉永元年（一八四八）から明治二年（一八六九）までの、主に戸谷逸五郎から陣屋へ出された諸願達の控えを綴った、「身分江付願達留」の一部で、形態は縦帳袋とじをとっています。

この他にも陣屋宛に上納した米の記録、凶作のため例年行う米の献上を延期してほしい旨願い出ているものや、病気で返役した親類の代わりを願い出ているもの等が綴られており、当時の有力者ならではの、藩への貢献具合がうかがえます。

一度手に取って御覧いただき、幕末期の様々な身分や特権が許されていく様子を感じていただければと思います。

（早水久美子）

資料紹介

『信長記拾遺』

本館は、秋里湘夕の『信長記拾遺』〈のぶながきしゅうい〉（安永五年・一七七六刊）十巻五冊の写本を所蔵しています。

信長記拾遺

写本の表紙には、東加茂郡教育会の分類ラベルが貼付されています。また表紙見返しには朱の印影で「東加茂／郡有財／産之章」と押されています。本書は縦二十六・七cm、横十八・九cmで、それぞれの本文紙料は巻第一・二が三十一丁、巻第三・四が三十七丁、巻第五・六が四十二丁、巻第七・八が三十八丁、巻第九・十が二十四丁です。それぞれの題箋の外題には墨書で「信長記拾遺」とあり、奥付には朱の印影で「和漢洋書籍類／並古本賣買所／高知市本町一丁目北東角／開成舎第一支店」が捺されています。このことから、元は古本屋で売られていたものを購入し、その後、東加茂郡役所の所有となったことがわかります。

また、本書の最終冊の後表紙見返しには「于時文政十二己丑十二月下旬　窠岳直清七十七齢写之」と書かれています。文政十二年（一八二九）、窠岳直清という人物によって、書写されたことがわかります。

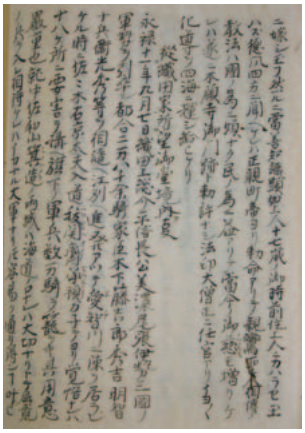

信長記拾遺本文

右の写真は、『信長記拾遺』巻第一「従二織田家一所二望御堂境内一事」の冒頭部分です。織田信長は、西国を抑える上で、大坂本願寺が必要でした。当初、信長の戦費に協力していた大坂本願寺でしたが、境内の明け渡しには応じませんでした。このことから、信長と大坂本願寺との間で十一年にも及ぶ戦争が始まっていきます。

さて、尾張国の守護大名から出発した信長は、足利義昭を将軍に擁立する名目で上洛しました。その信長が、元亀元年（一五七〇）から天正八年（一五八〇）の足かけ十一年にわたり戦わなければならなかったのが、大坂本願寺を中心とする一向一揆及び諸大名の連合でありました。いわゆる「石山合戦」や、「石山戦争」と呼ばれる十一年戦争です。本館が所蔵する『信長記拾遺』は、この石山戦争を中心に描かれた歴史的叙述になります。

太田牛一『信長公記』や小瀬甫庵『信長記』は、信長の一代記として有名ですが、『信長記拾遺』は、大坂本願寺の視座から著された「石山戦争記」といえるかもしれません。それは、『信長記拾遺』巻第一が、「大坂御堂草創之事」から始まり、巻第十が、「於洛陽両御堂御建立事」で終わっていることによく示されています。

まず、著者について触れておきます。著者の秋里湘夕（生没年未詳）は、京都の読み本作家で、俳人でした。挿絵を取り入れた『都名所図会』（安永九年・一七八〇刊）などの多くの名所図会を刊行しました。また軍記物語として『源平盛衰記図会』を刊行しています。挿絵は取り入れられていませんが、『信長記拾遺』は秋里の処女作といえるでしょう。

次に、本書の性格について触れておきます。『信長記拾遺』の序には、「一隠士、家々之伝記ヲ考、前史之脱漏ヲ補テ、輯集シテ帳ヲ成シ、名ケテ信長記拾遺ト曰。」とあり、前史の脱漏を輯集するという動機から著したといえます。

さて、巻第一・二は、大坂本願寺の成立から信長の境内明け渡し要求を拒否する過程が中心です。巻第三・四は、大坂本願寺と信長との十一年にわたる戦いの序曲を描いています。信長の要求を拒否した大坂本願寺に、信長との戦に備えて諸国から末派寺院、門徒集団が結集します。巻第五・六及び巻第七・八は、長島合戦、越前一揆が中心となっています。巻第九・十は、大坂本願寺と信長との和睦が描かれています。大坂本願寺は、天正六年（一五七八）、木津川海戦での毛利・村上両水軍敗北によって、大阪湾付近の制海権を喪失しました。これを契機に、大坂本願寺は、信長との講和へと転換していきます。その後、大坂本願寺は破壊され、江戸時代になると、京都に新しく東西両本願寺が建立される過程が描かれています。

原本は保存の観点から、デジタル化されたCDでの閲覧となります。請求番号「E十七―二十七」です。また、小瀬甫庵『信長記』整版十五巻七冊（欠八～十一巻）も所蔵（請求記号E十七―二十六）しています。

一度、江戸時代に書かれた歴史書を通して、江戸時代の歴史像に触れてみてはいかがでしょうか。

（石黒智教）

館長随想

明治の写真週刊誌

昭和五十六年に我が国で第一号の写真週刊誌が創刊されました。その後、昭和五十九年から六十一年にかけての最盛期には五誌が発行され、一大ブームを巻き起こしました。「フライデーされた」という流行語も生まれたほどです。

さて、この写真週刊誌の原型が、明治時代にあったことを皆さんは御存知でしょうか。それは、錦絵新聞といいます。当時の新聞は、主に知識層を対象としており、絵もなく、振り仮名もない、一般大衆には非常にとっつきにくいものでした。

そこで、大衆向けに作られたのがこの錦絵新聞でした。事故、犯罪、芸能、ゴシップなどの三面記事的内容を題材に錦絵（多色刷り版画の浮世絵）を描き、振り仮名付きの説明文を加えたもので、当時勃発した西南戦争なども取り上げられました。

明治七年に第一号である東京日日新聞（錦絵版）が発行された後、そのスタイルの目新しさから一気に全国的な広がりを見せました。ピーク時にはここ名古屋を始め、新潟、金沢、津、大阪、京都、高知、鹿児島等で四十種類もの錦絵新聞が発刊されていたといいます。

我が公文書館でも錦絵のコレクションを十八点所蔵しています。内容を一部紹介しましょう。

漁師が航海中に、腸が三尺（約九十センチ）も飛び出す大怪我をしたという事故（大阪日日新聞第二十二号）や、蛇に飲み込まれそうになった我が子を救った父親の話（東京日日新聞九〇二号）。

大阪錦画新聞第十一号

市川団十郎が吉備大臣（奈良時代の学者・政治家）に扮する歌舞伎のPR（東京日々新聞第九一七号）や上方の歌舞伎役者、中村宗十郎を賞賛したもの（大阪錦画新聞第十一号）。

また、西南戦争に関しては、政府軍が西郷軍がたてこもる城山を攻撃した際の模様を伝えたもの（鹿児島電報）があり、いずれも、鮮やかな錦絵が当時の光景を蘇らせます。

これらは、名古屋市在住の古文書蒐集家、故湯浅四郎氏から寄贈されたものです。本館は昨年二月、これらを題材に「愛知の新聞史」としてミニ企画展を開催しました。

また、来年二・三月の新収蔵資料展でも展示する予定ですから、前回見逃した方は、ぜひ御鑑賞ください。

さて、この錦絵新聞ブームは短命に終わります。小新聞（こしんぶん）の発行とともに明治十四年にはその姿を消すこととなりました。

小新聞は、明治八年に第一号が発行されました。事件の報道を主体とし、文章は平易でルビ付きと、読みやすさを重視したもので、現在の新聞の原型です。単色刷りの挿絵もあり、錦絵新聞と比べ速報性が高いことから、またたく間に社会に浸透しました。

昭和の写真週刊誌のブームも長くは続きませんでした。既存の週刊誌が同様の手法を用いたことやそのセンセーショナリズムに人々が飽きてきたことがその理由としてあげられます。

明治の錦絵新聞と昭和の写真週刊誌。〝歴史は繰り返す〟

県の鳥　コノハズク

受付カウンターの中から

本館には明治十七年（一八八四年）に作成された地籍図・地籍帳があり、おおぜいの県民の方々が利用されています（詳しくは「公文書館だより第五号」を御覧ください）。その目的には研究や趣味もありますが、官公庁や測量事務所の業務用が多くを占めています。法務局の地図（公図と呼ばれています）等の訂正を依頼する際の参考資料になるとのことです。公の地籍図があまり存在していないのがその大きな理由だそうです。また、最も多く利用されるのは土地の測量の参考資料にするためです。地籍図に記載されている官有地の道路（赤色に着色されていますので通称赤道と呼ばれています）や溝渠（青色ですので青線と呼ばれています）の位置や幅が特に参考になるとのことです。尺貫法で表示されていますが、現況がどうであれ赤道、青線に関する調査の第一級の資料であると言われ、目的の資料が見つかりますとたいへん喜ばれます。

このように、一二〇年前の地籍図が現在の業務に必要とされていますことは、本館にとっても喜ばしいことです。

公文書管理法と公文書館

「公文書等の管理に関する法律」が平成二十一年七月一日に公布されました。これにより、初めて法令レベルで現用文書、非現用文書の統一的管理ルールが規定されました。この法律の施行は、平成二十三年四月一日に予定されており、公文書等のより適正な管理が期待されています。ここでは、この法律の中の歴史公文書等に係る部分について、従来の制度との主な違いを明らかにしたいと思います。

まずは、レコード・スケジュール制度の導入です。これまでは、保存期間満了時に移管か廃棄かを決定していましたが、今後はできる限り早い時期に決定をすることになりました。そして、「移管」とされた行政文書については、協議を経ることなく自動的に国立公文書館等へ移管されます。

次に、移管された歴史公文書等については、政令で定められた事項が記載された目録の作成とその公表が義務付けられました。従来は、一般の閲覧に供すれば足りましたが、これからはインターネット上での公表等が求められ、利用請求はこの目録の記載に従い行われることとなります。

さて、利用請求については、権利として位置づけられることとなりました。このため、利用が拒否された場合には不服申立、抗告訴訟の対象となります。更に、利用請求は行政手続法の「申請」にあたるため、審査基準や標準処理期間の作成が求められます。一方、利用を制限しなければならない情報として「個人に関する情報」、「法人等に関する情報」、「防衛外交情報」など、より詳細に定められました。

その他、現在認められている保存期間満了前の例外的廃棄は認められないこと、非現用文書についても個人情報漏えい防止措置の義務づけなどが規定されました。

これらのうち「レコード・スケジュール」や「歴史公文書等の利用請求権」などについては多くの自治体に先駆けて国で導入されることとなりました。そして、この法律では、地方公共団体は、法律の趣旨にのっとり、必要な施策を策定し、実施するよう努めなければならないとされています。

今後、国から政令やガイドラインが示される予定です。これらの内容を踏まえ、新たな公文書館制度を研究してまいります。

県の魚　クルマエビ

探索 航空写真

本館の所蔵資料の中に、昭和四十八年度、昭和五十～五十二年度、昭和五十七・五十八年度に撮影された航空写真があります。航空写真とは、一般に、航空機から地上を撮影した写真のことで、空中写真と呼ばれることもあります。本館のものは、撮影時からはかなりの年月が経過しており、特定地域の当時の建物や地形の状況を知ることができる点で、貴重な歴史的資料であるといえます。しかし、撮影年度や地域が限定されているため、所蔵航空写真だけでは、「県庁周辺の現在の様子を知りたい」、「終戦直後の自宅周辺の状況を確認したい」等の、本館を利用される方々からの幅広い御要望にお応えすることができません。このような場合、本館にない航空写真の所在を、インターネットを使って、ある程度まで探すことのできる方法がいくつかありますので、御紹介します。

まず、航空写真を収めた「航空写真集」のような本が、国内の図書館にあるかどうか、各館の蔵書検索サイトを使って調べる方法です。たとえば、納本制度により、国内の出版物を網羅的に収集している国立国会図書館の蔵書検索では、「件名」に「航空写真」と入力して検索すると、航空写真集等の書誌・所蔵情報が表示されます。撮影の対象地域や時期は、書名や出版年等からある程度判断できますので、その情報を基に、最寄りの図書館の蔵書検索サイトを利用して、所蔵の有無を調べます。なお、本県をはじめ、県内図書館横断検索システムを利用できる自治体もあります。

続いて、航空写真そのものを探したり、閲覧したりすることができるサイトをいくつか御紹介します。国土交通省国土計画局が提供している「航空写真画像情報所在検索・案内システム」は、国や自治体が保有している航空写真を検索でき、写真自体がインターネット上で公開されている場合は、閲覧することができます。他に、同じく国土交通省国土計画局が提供している「国土情報ウェブマッピングシステム」や、国土交通省国土地理院が提供している「国土変遷アーカイブ・空中写真閲覧システム」があり、戦後の写真を閲覧することができます。

（紙面の都合により、紹介した各サイトのURLの記載は省略しました。）

公文書館あれこれ

本館は、愛知県自治センターの七階（閲覧室、展示室等）と八階(事務室)にあります。場所は、県庁舎に隣接し、地下鉄名城線「市役所」駅から徒歩二分と立地に恵まれています。

本館の自慢は、収蔵している数々の歴史的価値ある公文書、古文書等はもちろんですが、窓から見えるすばらしい景色もその一つです。西を見ますと、ＪＲ名古屋駅前に位置する県下一、二の高さを誇る二つのビル、白いツインタワーのＪＲセントラルタワーズと駅前の新しいランドマーク、ミッドランドスクエアが遙か鈴鹿山脈を背景に、天に向かって凜とそびえています。そして、何よりすばらしいのは、間近に名古屋城の優美な姿を見られることです。名古屋城と言えば金の鯱(しゃちほこ)です。天守閣の緑青色の屋根に金の鯱がキラキラと輝いています。

公文書館から見る名古屋城

鯱は北が雄で南が雌、建造当時の鯱は、雄(雌は少し小さい)では高さ八尺五寸(約二．六メートル)、長さ六尺三寸五分(約一．九メートル)、使用した金の量は、大判で千九百四〇枚（小判で一万七千九百七十五両）、慶長金で造られ、純度が高く光輝が強いことから、南方一里を通る東海道や佐屋街道、美濃街道の旅人の目にもきわめて小さいながら黄金の光が望見されたそうです。

ところで、名古屋城の歴史は、徳川家康が清須城遷府を決意し、慶長十四年（一六〇九）に軍事的・政治的要衝の地、名古屋に築城することを命じたことに始まります。翌慶長十五年に工事に着手、慶長十七年に天守閣が完成、慶長十九年、大阪冬の陣の直前に城郭として完成しました。しかし、昭和二十年五月十四日、爆撃によって天守閣を始め城のほとんどが焼失しました。

その後、戦後の混乱期が過ぎると郷土のシンボルと親しまれた名古屋城を再建したいとの世論が高まり、愛知県知事、名古屋市長、名古屋商工会議所会頭が発起人となり昭和三十二年六月に「名古屋城再建後援会」が設立され、資金面から名古屋城再建に大きな役割を果たします。この後援会事務局の庶務の大役を任されたのが、愛知県総務部文書課(現「法務文書課」)でした。公文書館は、法務文書課が所管する公の施設であり、法務文書課長が館長を兼任している今日、日々優美な姿を私たちに見せてくれる名古屋城に、何かの縁を感じます。

明治期の県庁文書から

本館の明治期県庁文書の中に、「従軍紀章受領者遺族取調書」（明治二十九年～明治三十年）という簿冊があります。明治二十九年陸軍省訓令甲第一号に基づく簿冊です。明治二十七・八年戦役（日清戦争）での戦死者について、郡市ごとに詳細に記されています。それらを読んで驚くのは病死者の多さです。陸軍の戦死者は、戦傷による死亡者を入れても従軍死亡者全体の二割程度です。「病ニヨリ死」「疾病ニヨリ死亡」と記述されている数が圧倒的に多いことが分かります。同様のことは、「軍人葬儀一件書綴」（明治二十八年）にも記載されています。

さて、この「病」の多くが脚気病でした。当時、脚気の原因は解明されていませんでした。

海軍では、明治十六年遠洋航海において軍艦「龍驤」の乗員三七八名中一六九名が脚気にかかり、内二十三名が死亡する事態が生じました。英国留学から帰国した海軍軍医高木兼寛は、その原因が白米中心の食事にあると推測し、翌年同じ航路でパン・牛乳・魚・肉・野菜による兵食を試み、脚気病患者ゼロという結果を得ました。彼は脚気の原因が白米にあると確信し、生涯兵食の改善に尽力しました。

一方、陸軍は、ドイツ医学を学んだ森林太郎（鷗外）を中心に、脚気病の原因は細菌によると主張して譲らず、白米中心の兵食を改めなかった結果、日清・日露の両戦争では脚気病による多くの死者を出しました。海軍では両戦争における脚気患者は、皆無に等しい状態でした。

当時の日本医学界は、ドイツ医学が主流でした。英国で学んだ高木兼寛の説は、彼の存命中は認められませんでしたが、欧米では高く評価され、ビタミンＢ発見の原動力となりました。

この一件は、日本の閉鎖性を示す事例といっても過言ではないでしょう。（参考図書吉村昭『白い航跡』）

県の木　ハナノキ

レファレンスコーナー

Q　大正時代に選定されたという「愛知県歌」の正確な歌詞が知りたいので教えてください。

A　大正時代に選定された愛知県歌について県史、教育史、新愛知新聞（マイクロフィルム）を見ましたが、該当する内容のものは見つかりませんでした。

ただ、大正七年一月発刊の「愛知教育雑誌三六二号（マイクロフィルム）」に、(一)愛知県教育会が愛知県歌を懸賞募集したこと。(二)応募点数が六十二篇あったこと。(三)文学博士上田萬年氏に選定を乞うたこと。(四)審査の結果、当選該当作品がなかったこととあわせて、選外であるが佳作作品が三編「愛知県歌審査発表」として掲載されています。

また、同誌には応募愛知県歌の成績不十分により、愛知県歌の作製を上田萬年先生に依頼したとの記事も掲載されていますが、その後の経過や結果はわかりません。

なお、現在の「愛知県民の歌」は、昭和二十五年第五回国民体育大会愛知県開催にあわせて、一〇七三点の応募の中から選定、制定されたものです。

利用案内

◆交通機関

地下鉄名城線「市役所」下車　5番出口
市バス・名鉄バス（基幹バス）「市役所」下車

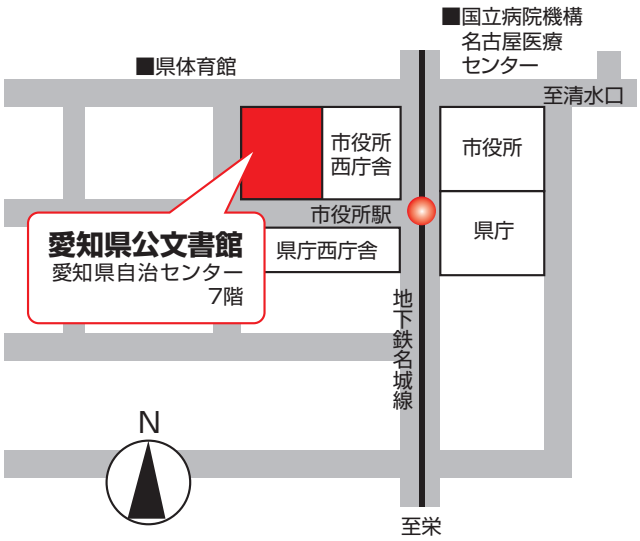

◆開館時間

午前9時～午後5時

◆休館日

土曜日・日曜日・整理期間（春季10日以内）
国民の祝日・年末年始（12月28日～1月4日）

◆利用方法

- 資料の閲覧は無料です。
- 閲覧をする場合は、備え付けの「閲覧票」に所定の事項を記入の上、受付に提出してください。
- 所蔵資料の複写にも応じています。（有料）ただし、一部複写できないものがあります。
- 館外貸出は行っておりません。

◆展示

展示室では常設展や毎年テーマを定めた企画展を開催し、所蔵資料等の展示を行っています。

ホームページアドレス　http://www.pref.aichi.jp/kobunshokan/

編集後記

▽愛知県公文書館だより第十五号をお届けします。読みやすく親しみやすいものにするために、記事や文字の大きさに配慮しました。

▽来年二月初旬から三月末にかけて新収蔵資料展を開催します。錦絵等の目で見て楽しめる資料を御紹介します。ぜひ御来館ください。

▽本館初めての古文書講座が、十月二十九日を皮切りに十一月十二日、二十六日と三回開催されました。受講希望者が多く、古文書に対する関心の高さを感じました。内容は、本館所有の近世古文書の解読と解説及び毛筆による古文書の書き写しでした。参加者は熱心に取り組まれ、充実した講座になりました。

愛知県公文書館だより　第十五号
平成二十二年十二月二十五日
編集発行　愛知県公文書館
〒四六〇－〇〇〇一
名古屋市中区三の丸二－三－二
愛知県自治センター内
電　話〇五二（九五四）六〇二五
ＦＡＸ〇五二（九五四）六九〇二
電子メール
kobunshokan@pref.aichi.lg.jp